

第六條 米麥以外ノ主要食糧ノ輸出又ハ移出ハ命令ヲ

以テ指定スル期間中太監長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 米麥以外ノ主要食糧ヲ輸入又ハ移入シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入又ハ移入シタル米麥以外ノ主要食糧ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ樺太食糧營團ニ賣渡スベシ

第八條 左ニ掲グル事項ハ食糧管理法施行令第十九條ノ規定ニ拘ラズ拓務大臣農林大臣ニ協議シテ之ヲ行フ

一 食糧管理法第十五條第三項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル從タル事務所ノ設置ヲ認可スルコト

二 食糧管理法第二十條ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ主要食糧ノ配給上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他公益上必要ナル命令ヲ爲スコト

三 食糧管理法第二十一條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ倉荷證券ノ發行ヲ許可スルコト

四 食糧管理法第二十三條第一項ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ認可スルコト

五 食糧管理法第二十三條第二項ノ規定ニ依リ前號ノ認可ニ係ル指示ニ從フベキコトヲ命ズルコト

六 食糧管理法第三十條ニ於テ準用スル農地開發法第三十九條ノ規定ニ依リ樺太ニ於ケル業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト

附則

第九條 本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十條 第一條第三項中樺太ニ設立セラルル地方食糧營團(以下樺太食糧營團ト稱ス)トアリ第三條第四項、第五條第二項第一號及第七條中樺太食糧營團トアルハ樺太食糧營團成立ノ日迄ハ樺太糧穀株式會社トス

第十一條 食糧管理法第五十一條ニ於テ準用スル同法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ解散ヲ命ズルコトヲ得ル法人ハ樺太糧穀株式會社トス

食糧管理法朝鮮施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

食糧管理法朝鮮施行令の公布

食糧管理法朝鮮施行令
(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十七號)

食糧管理法朝鮮施行令

(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十七號)

第一條 食糧管理法第二條、第十一條第一項第四項、第十二條、第三十二條第一項第二號及同條第二項ノ規定並ニ同法第三條第一項中米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ノ略稱ニ關スル規定ハ之ヲ朝鮮ニ施行ス

食糧管理法第三十三條及第三十七條ノ規定ハ同法第十一條第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ朝鮮ニ施行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ朝鮮ニ適用セズ

第三條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ
一 朝鮮總督ノ指定スル者ガ米麥ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルトキ
二 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ
第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 食糧管理法第十一條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ朝鮮總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ
一 朝鮮總督ノ指定スル者ガ米麥ヲ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入スルトキ
二 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出若ハ移出シ又ハ輸入若ハ移入スルトキ
第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ朝鮮總督ノ指定スルモノノ輸出若ハ移出又ハ輸入若ハ移入ハ朝鮮總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則
本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧管理法臺灣施行令の公布
食糧管理法臺灣施行令は昭和十七年六月二十七日付官報を以て左の如く公布された。

食糧管理法臺灣施行令
(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十九號)

食糧管理法臺灣施行令

(昭和十七年六月二十六日 勅令第五百九十九號)

食糧管理法臺灣施行令

第一條 食糧管理法第二條及第十二條ノ規定、同法第三條第一項中米穀、大麥、稗麥又ハ小麥ノ略稱ニ關スル規定並ニ同法第十一條第一項第四項中輸出及輸入ニ關スル規定ハ之ヲ臺灣ニ施行ス

食糧管理法第三十二條第一項第二號、同條第二項、第三十三條及第三十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ係ル

第三十三條及第三十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ係ル

第三十三條及第三十七條ノ規定ハ前項ノ規定ニ係ル

第十一條 第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於

テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治
管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ臺灣ニ施
行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第
十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ臺灣ニ適用
セズ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ係ル食糧管理法第十一
條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ臺灣總督之ヲ行フ
前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ
之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルト
キ

二 政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其
ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

三 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携
帶品タル米麥、標本米麥其ノ他ニ準ズベキモノ
ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ臺灣總督ノ指定ス
ルモノノ輸出又ハ輸入ハ臺灣總督ノ指定スル期間其
ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ
命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧營團運営大綱の決定

食糧管理法に基く中央並に地方食糧營團設立並にそ
の運営方針に關し農林省は昭和十七年七月十六日全國
地方經濟部長會議に於いて左の如き運営大綱を指示し

た。

食糧營團運営方針大綱

第一、食糧營團の取扱物資

一、米穀(一)米穀は原則として政府より地方食糧營
團に賣却し地方食糧營團において精米としてまた
玄米のまま實需者に配給するものとする(二)外
地米については中央食糧營團において政府の委
託を受け外地より買入れ政府に引渡すものとする
こと

二、麥類(大麥、裸麥、小麥) 麥類は原則として政
府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團はこれ
を加工しまたは原麥のまま地方食糧營團に賣却す
るものとする

三、精麥、小麥粉、乾麵、乾パン 精麥、小麥粉、
乾麵、乾パンの製造加工は中央食糧營團において
それら製造業者に直接または工業組合を通じ委
託または販賣買取等の方法によりこれをなすもの
とし、製品となしたる上地方食糧營團に賣却する
ものとする

四、パン パンは地方食糧營團において委託または
販賣買取等の方法により製造したる上地方の實情
に應じ營團の系統を通じまたは従來の配給の系統
を通じ實需者に配給するものとする

五、甘藷及び馬鈴薯の澱粉及び粉 甘藷及び馬鈴薯
の澱粉及び粉は小麥粉混入用として中央食糧營團
において日本澱粉株式會社より買受け製粉の際製
粉工程において小麥粉に混入するものとする
六、甘藷、馬鈴薯 甘藷及び馬鈴薯は原則として中

央食糧營團においてはこれを取扱はざるものとし
るも米麥と綜合配給をなす必要がある場合は地方食
糧營團においてこれを取扱ふものとする

七、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團において
はこれを取扱はざるものとするも地方の實情によ
りこれを取扱ふことを適當とする地方にありては
地方食糧營團においてこれを取扱ふものとするこ
と

八、貯藏物資 (一)非常用貯藏物資は中央食糧營團
において貯藏するものとする(二)貯藏物資を
更新等のため賣却をなす場合は乾麵及び乾パンは
營團の系統を通じ、その他の物資は當該物資の配
給の系統を通じ賣却するものとする(三)貯
藏物資を非常用として配給する場合は營團の系統
を通じ行ふものとする

九、取扱物資の輸移出 輸移出するものについては
原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食
糧營團において輸移出をなすものとする

第二、製造加工業の取扱

一、製造加工業者は營團設立後といへども原則とし
て獨立の企業者として存置するものとし、營團は
これ等の業者に委託または販賣買取等の方法によ
り製造加工をなさしむるものとする

二、製造加工業に關する道府縣の工業組合はこれを
存置するものとし中央食糧營團(製パンについて
は地方食糧營團)は道府縣の工業組合を通じて委
託または販賣買取等の方法により業者に製造加工
をなさしむるものとする、但し大規模の製造
加工業者にして工業組合を設けざるを適當とする